

平成二十六年政令第七十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第三条―第八条）

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項（第九条―第三十一条）

第三節 清算中の特定基金等に関する事項（第三十二条―第三十八条）

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項（第三十九条）

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項（第四十条―第四十六条）

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項（第四十七条・第四十八条）

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項（第四十九条）

第二節 存続連合会の業務等に関する事項（第五十条―第五十二条）

第三節 基金中途脱退者等に関する給付等に関する事項（第五十三条―第六十条）

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項（第六十一条―第六十三条）

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項（第六十四条―第六十七条）

第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項（第六十八条・第六十九条）

第七節 存続連合会の事務委託に関する事項（第七十一条）

第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項（第七十二条―第七十五条）

第四章 その他の経過措置（第七十六条―第八十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行に伴い、存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力及び存続厚生年金基金の解散の特例等の存続厚生年金基金に関する事項並びに存続連合会に係る改正前厚生年金保険法等の効力等の存続連合会に関する事項等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二 改正後厚生年金保険法 平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三 改正前確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四 改正後確定給付企業年金法 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五 改正前確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二百二条の規定による改正前の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。

六 改正後確定拠出年金法 平成二十五年改正法附則第二百二条の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。

七 改正前保険業法 平成二十五年改正法附則第三百一十一条の規定による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）をいう。

八 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

九 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

十 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

十一 改正前確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）をいう。

十二 改正後確定拠出年金法施行令 整備政令第三条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令をいう。

十三 旧厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十四 存続厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十五 厚生年金基金 平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。

十六 存続連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

十七 確定給付企業年金 平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。

十八 連合会 平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。

十九 自主解散型基金 平成二十五年改正法附則第十一条に規定する自主解散型基金をいう。

二十 清算型基金 平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。

二十一 清算未了特定基金 平成二十五年改正法附則第二十八条第三項に規定する清算未了特定基金をいう。

第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前厚生年金保険被保険者法第七七条	被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第百二十四条及び第百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）
改正前厚生年金保険共済組合の組合員法第二百二十四条	平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者

改正前厚生年金保険法第百三十三条	私学教職員共済制度の加入者 第十二条	同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者
改正前厚生年金保険法第百四十六条ただし書	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の確定給付企業年金法
改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項	事業主	設立事業所の事業主 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百二十八条 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）
改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第二項	被保険者 厚生労働大臣	加入員 基金
改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第三項及び第四項本文	受給権者 厚生労働大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者 基金
改正前確定給付企業年金法第百七条第一項	厚生年金保険法	同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）
改正前確定給付企業年金法第百七条第三項	厚生年金保険法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
改正前確定給付企業年金法第百十條	前三条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二十条の規定による改正前の第百七条
同法	厚生年金保険法	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
改正前厚生年金保険法	同法	改正前厚生年金保険法

改正前確定給付企業年金法第百十條の二第一項及び第二項	厚生年金保険法 同法第百五十九條第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九條第一項及び第百六十一条第一項から第三項まで	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
改正前確定給付企業年金法第百十條の二第六項	同法第百五十九條第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九條第一項及び第百六十一条第一項から第三項まで	平成二十五年改正法附則第八条に規定する厚生年金基金の解散基金加入員
改正前確定給付企業年金法第百十一條第三項	同法第百五十九條第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九條第一項及び第百六十一条第一項から第三項まで	同法第百五十九條第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九條第一項及び第百六十一条第一項から第三項まで
改正前確定給付企業年金法第百十一條第三項	同法第百五十九條第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九條第一項及び第百六十一条第一項から第三項まで	同法第百五十九條第四項第一号、第百六十一条第四項から第八項まで及び第百六十二条の規定は適用せず、同法第百五十九條第一項及び第百六十一条第一項から第三項まで

<p>同法第四百七条第四項、第四十三項、第六十一条及び条、第四十四條及び第四十五條 第六十二條</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六百三十八條第六項及び 百三十八條第六項及び 同法第六項 同法第六項</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>	<p>同法第六十二條</p>
<p>条の三、第六十二條、第六十三條並びに附則第二條、第五條、第七條及び第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一条第一項 厚生年金保険法 (以下「法」)</p>	<p>第一条第二項 法</p>	<p>第二条 法</p>	<p>第三条 厚生年金基金 (以下「基金」という。)</p>	<p>第十條第一項 法</p>	<p>第十五條 法</p>	<p>第十六條第一項 法</p>	<p>第十七條第二項 第九万八千円</p>	<p>第十七條第五項 法</p>	<p>第二十條第二項 法 第三十三條 法第六十條第三項</p>	<p>第二十一條 法 第六十四條 の第二項 法第六十四條 の第三項 法第六十條第三項</p>	<p>第二十二條 法 第六十二條 第五項 法第六十條第三項</p>	<p>第二十三條 法 第六十二條 第四項 老齡厚生年金</p>	<p>第二十四條 法 第三十二條 第二項</p>	<p>第二十五條 法 第三十二條 第一項</p>	<p>第二十六條 法 第三十二條 第一項</p>	<p>第二十七條 法 第三十二條 第一項</p>	<p>第二十八條 法 第三十二條 第一項</p>	<p>第二十九條 法 第三十二條 第一項</p>	<p>第三十條 法 第三十二條 第一項</p>

<p>第二十四條の申出を 第二項</p>	<p>法第百三十二條 第二項</p>	<p>条の規定による改正後の法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。次項において同じ。) 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項申出(同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。)を</p>
<p>第二十四條の法 第二項</p>	<p>法第百三十三條 の二第二項 法第百三十二條 第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第二十六條の障害補償給付若 四第二項第三しくは障害給付 号</p>	<p>障害補償給付若 障害補償給付若しくは障害給付</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第二十七條の法 第二第三項第二 号及び第二十 八條第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第二十八條の法第百三十條第 二及び第二十五 九條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第二十九條第 一項第一号並 びに第三十條 第一項及び第 二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條の二第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>
<p>第三十條第三 項 第三十一條第 一項 第三十三條の 法 二 三</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條の二第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九條第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九條第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第四項</p>
<p>第三十三條の 法 三 三</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項 平成二十五年改正法附則第十九條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>	<p>平成二十五年改正法附則第十九條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>
<p>第三十四條第 一項 法第百三十九 條第七項(同条第 九項において準 用する場合を含 む。次項におい て同じ。) 又は同 条第八項(同条 第九項において 準用する場合を 含む。)</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九條第七項から第九項まで又は第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>	<p>第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。) 若しくは法第百四十條第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている</p>

<p>定する割合を乗じて得た額を免除されている</p>	<p>を、次の各号に掲げる加入員の区分に応じ、当該各号に定める割合を、次で増加することができる。</p> <p>一 次号に掲げる加入員以外の加入員</p> <p>二 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第八項又は第百四十条第九項の規定の適用を受けている加入員（その育児休業等（法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。）の期間が一月以下であるものに限る。）当該加入員に係る掛金の額から当該加入員に係る免除保険料額（標準賞与額に係る免除保険料額に限る。以下この号において同じ。）の二分の一に相当する額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）を控除して得た額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合</p>	<p>条第四項に規定する企業年金基金が基金となることについての認可を含む。）</p>
<p>第三十四条の法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>併 設立の認可、合併 法第百四十三条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十三条第一項</p>
<p>第三十四条の法 第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第五項</p>	<p>第三十八条の法 法第百十一条第一項若しくは第百四十三条第四項の規定に基づき 法第百四十二条第二項 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十二条第二項</p>
<p>第三十五条の法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第三十九条の法 年金給付等積立金の額 第三十九条の確定給付企業年金法施行令（平成二十五年改正法附則第五項の施行に併せて） 第三十二条の法 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項</p>
<p>第三十六条の法 前条第二項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第三十九条の法 法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>
<p>第三十六条の法 第九項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第三十九条の法 法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>
<p>第三十六条の法 第十号</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第三十九条の法 法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>
<p>第三十六条の法 第十一号</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第三十九条の法 法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>
<p>第三十六条の法 第十二号</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>第三十九条の法 法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額</p>

第三十九條の 第六十一号	又は同条第四項	を行う者(同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電 子募集取扱業者を除く。)又は同法第二十八條第四項	第三十九條の 法第三十六條 の四第三項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の四第三項
第三十九條の 第六十二号	外国人	外国法人(同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電 子募集取扱業者を除く。)	第四十一條の法 第三十一條	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二條
第三十九條の 第七	法第三十六條 の三第一項第四 号イ	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項 第四号イ	三並びに第四 十一條の三の 二第一項及び 第四項から第 六項まで	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法
第三十九條の 八	法第三十六條 の三第一項第五 号イ	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項 第五号イ	第四十一條の 法第三十一項 の三第三項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十一項の三第三項
第三十九條の 九第一項	法第三十六條 の三第一項第五 号ロ	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項 第五号ロ	第四十一條の 法第三十一項、 第三十一條の 三の四第一項、 第四十一條の 三の五並びに 第四十一條の 四各号列記以 外の部分及び 第二号	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法 第三十一項、第三十一條の三の四第一項、 第四十一條の三の五並びに第四十一條の 四各号列記以外の部分及び第二号
第三十九條の 九第二項	法第三十六條 の三第一項第五 号ロ	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項 第五号ロ	第四十一條の 法第三十一項 の五第一項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法 第三十一項の五第一項
第三十九條の 第十号	法第三十六條 の三第一項第五 号イ	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項 第五号イ	第四十一條の法 第三十一條の法 五各号列記以 外の部分	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法 第三十一條の法五各号列記以外の部分
第三十九條の 第十一	法第三十六條 の三第一項第五 号二	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十六條の三第一項 第五号二	第四十一條の 法第四十七條 第四項	平成二十五年改正法附則第三十四條第四項
第三十九條の 第十二項及び 列記以外の部 分	法第三十六條 の三第一項第五 号	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法	第四十一條の 法第四十七條 第五項	平成二十五年改正法附則第三十四條第四項
第三十九條の 第十三第一号	法第三十六條 の三第一項第五 号	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法	第四十一條の 法第四十四條 の五第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法 第四十四條の五第四項
第三十九條の 第十四	法第三十六條 の三第一項第五 号	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法	第四十一條の 法第四十四條 の五第一項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた改正前厚生年金保険法 第四十四條の五第一項

第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第八十一條の二第二項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項」とあるのは「法第八十一條の二第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項」とあるのは「
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第二條第四號 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三號）第二條の規定による改正前の第二條第四號
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	厚生年金基金の厚 生年金保険法 おその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法 当該存続厚生年金基金の
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	移換先確定給付企 業年金（同項に規 定する移換先確定 給付企業年金をい う。次條において 同じ。）とあるの は「当該確定給付 企業年金
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第七條第一項
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	存続厚生年金基金 の被保險者の二分の一以上
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第七十九條第五項法第七十九條第五項において準用する法第七十六條第二項」とあるのは「
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第七十九條第五項法第七十九條第五項において準用する法第七十六條第二項」とあるのは「
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第七十九條第五項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第七十九條第一項 とあるのは「	法第七十九條第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法	第七十九條第五項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

第十号 条各列	第八法	第十條	第八法 第十條	第十一條	第八法 第十一條	第十條	第八法 第十條	第七及 第九條
<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令</p>	<p>同法第六十一條第一項に規定する責任準備金に相当する額</p>	<p>同法第六十一條第一項に規定する責任準備金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八條第六項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五條第一項又は平成二十五年改正法附則第十九條第九項の規定により解散する</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>存続厚生年金基金</p>
<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令</p>	<p>同法第六十一條第一項に規定する責任準備金に相当する額</p>	<p>同法第六十一條第一項に規定する責任準備金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八條第六項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五條第一項又は平成二十五年改正法附則第十九條第九項の規定により解散する</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>存続厚生年金基金</p>

<p>第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三條の二の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一項 老齡厚生年金被保險者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（第四十六條法律（平成二十四年法律第六十三號）以下この項において「平成二十四年一元化五項において読み替へられた同條の規定による改正後の第七十八條の二十二に規定する各号み替へられた同條の規定による改正後の第七十八條の二十二に規定する各号」という。）のうち平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保險者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保險者期間」という。）に基づく老齡厚生年金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四號）以下この条において「経過措置令」という。）第八十二條の三の規定により読み替へられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三號）以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十六條第五項において読み替へられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第七十八條の二十九の規定により読み替へられた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第四十六條第一項（以下この条において「読み替へられた同條の規定による改正後の第四十六條第一項」という。）</p>	<p>第二項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第四項 当該第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金</p>	<p>第五項 当該第一号厚生年金被保險者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二條の二の規定により読み替へられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十號）第三條の十三の二第一項の規定により読み替へられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十號）第五條の規定による改正後の第七十八條の二十八第一項の規定により読み替へられた第四十四條の三第四項</p>	<p>第六項 第四十六條第五項において読み替へられた同條第一項</p>	<p>第七項 同條第五項において読み替へられた同條第一項</p>	<p>第八項 第四十四條の二第一項</p>	<p>第九項 老齡厚生年金の当該第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の額（額）</p>
--	--	--	--	--------------------------------------	---	-------------------------------------	----------------------------------	-----------------------	--

<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 当該第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>	<p>第三項 老齡厚生年金の各号の厚生年金被保險者期間のうち第一号厚生年金被保險者期間に基づく老齡厚生年金の受給権者</p>
--	---	--	--	--	--	--	--	--

（確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出）
第四條 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四條の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。）が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 2 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。

（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額の算出方法）
第五條 平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。
 一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして同日において当該存続厚生年金基金が老齡年金給付の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額
 二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第二項に規定する額に相当する部分の老齡年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当する額
 三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額

2 前項第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。
 3 第一項第二号に掲げる収入に相当する額及び同項第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

第六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項において第三條第一項の規定により読み替へられた平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確

（存続厚生年金基金に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替等）

定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第九条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項前条第一項の規定に基公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等につき、政府が解散厚生生の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八年基金基金等から

の規定により政府が解散した同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「解散存続厚生年金基金」という。）から同法附則第八条に規定する

解散存続厚生年金基金は

解散存続厚生年金基金等

解散存続厚生年金基金等

第四項 解散厚生年金基金等

及び第六項

2 平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条各平成二十五年改正法

号列記以外の部分

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法

第八十三条第 解散厚生年金基金等

一項

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則

第八条

平成二十五年改正法

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法

第八十四条及 平成二十五年改正法

第八十五条 平成二十五年改正法

第八十六条 平成二十五年改正法

解散厚生年金基金等

平成二十五年改正法

解散存続厚生年金基金

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法

解散存続厚生年金基金

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法

経過措置政令

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法

解散存続厚生年金基金

3 平成二十五年改正法附則第九条第二項において平成二十五年改正法附則第百三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 確定給付企業年金法（平公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の平成十三年法律第五十号）の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「存続厚生年金基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）

責任準備金（同法第百十責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。）に相当する額）

同法第百十四条第一項に

当該解散厚生年金基金等

当該存続厚生年金基金

平成二十五年改正法附則第九条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法

存続厚生年金基金

第二項 確定給付企業年金法

平成二十五年改正法附則第十條第二項の政令で定める基準は、同条第一項の規定により前納しようとする日における年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十條第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第六十一條第一項並びに第六十二條第二項及び第三項を除き、以下同じ。）の額から当該前納しようとする額を控除した額が、平成二十五年改正法附則第十條第一項の規定により責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前納しようとする日から平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をし、又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第四項の規定による消滅をしようとする日までの間における代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。

（前納責任準備金相当額の還付）

第八條 政府は、平成二十五年改正法附則第十條第一項の規定により前納された責任準備金相当額が平成二十五年改正法附則第八條及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三條第一項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金相当額を上回るるときは、その差額に相当する額を平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十六條の二の規定によりなお存続するものとみなされた当該責任準備金相当額を前納した解散した存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二條第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）に還付するものとする。

第九條 平成二十五年改正法附則第十一條第五項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

（自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件）

第二節 自主解散型基金及び清算型基金の解散の特例に関する事項

一 平成二十五年改正法附則第十一条第一項の規定による認定の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額（存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

第十條 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 存続厚生年金基金が設立された日から当該存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額
 二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額
 三 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

（責任準備金相当額の認定の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十一條 平成二十五年改正法附則第十一条第九項の規定により同条第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは、「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは、「減額責任準備金相当額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（自主解散型納付計画の承認の要件）

第十二條 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件）
第十三條 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
- イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する月前二年間の自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 自主解散型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置（ロに掲げる措置を除く。）を講じていること。

二 自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第二項の認可を受けることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

（自主解散型納付計画の承認の申請をした自主解散型基金による前納に関する読替え）

第十四條 平成二十五年改正法附則第十二条第十項の規定により同条第一項の承認の申請をした自主解散型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合においては、第八条中「責任準備金相当額が」とあるのは、「年金給付等積立金の額（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額を」とあるのは、「年金給付等積立金の額を」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第十二条第一項に規定する自主解散型基金であつて、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

（自主解散型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等）

第十五條 平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条の規定を準用する場合においては、平成二十五年改正法附則第十八条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第十四条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一前条第一項の規定に基公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の	つき、政府が解散厚生一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十一条第
年金基金等から同項に七項の規定により政府が同条第一項に規定する自主解散型基金（以下	規定する責任準備金にこの条において「自主解散型基金」という。）から同法附則第十一条
相当する額	第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則

		第十三条第一項の規定により政府が自主解散型基金から同法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額
		自主解散型基金は 自主解散型基金は
		当該責任準備金に相当する年金給付等積立金の額
		自主解散型基金
第四項及び第六項	解散厚生年金基金等	自主解散型基金
2	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

第八十二条	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十二条	存続厚生年金基金	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十三条	解散厚生年金基金等	自主解散型基金
第八十三条	解散厚生年金基金等	自主解散型基金
第八十四条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により徴収するものとしてされた改正前十五年改正法附則第十三条第一項の規定により徴収する確定給付企業年金法第十三条同項に規定する年金給付等積立金	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十四条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により徴収するものとしてされた改正前十五年改正法附則第十三条第一項の規定により徴収する確定給付企業年金法第十三条同項に規定する年金給付等積立金	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十六条	解散厚生年金基金等	自主解散型基金
第八十六条	解散厚生年金基金等	自主解散型基金
第八十七条	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十七条	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十七条	第七十九条又は経過措置政令	経過措置政令
第八十七条	平成二十五年改正法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法
第八十七条	解散厚生年金基金等	自主解散型基金
第八十七条	厚生年金保険法	平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法

3	平成二十五年改正法附則第十八条第二項において平成二十五年改正法附則第三百二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前保険業法附則第一条の十三の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第1項	確定給付企業年金法公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一（平成十三年法律第五十部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第十一条第一項に規定する自主解散型基金等（以下この条において「自主解散型基金」という。）が、平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この条において「改正前確定給付企業年金法」という。）	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四条第一項に
第2項	責任準備金（同法第百減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する責任準備金をいう。）又は年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。）に相当する額	自主解散型基金

第2項	確定給付企業年金法	平成二十五年改正法附則第十八条第一項において準用する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
第2項	解散厚生年金基金等	自主解散型基金

第16条（自主解散型納付計画の提出の特例）
 前項の規定により作成した自主解散型納付計画（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主（当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主）のうち当該自主解散型納付金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額（以下この項及び次項において「事業主納付額」という。）を当該自主解散型基金が政府に納付することが適当であると当該自主解散型基金が認めるもの（以下この条において「基金一括納付対象事業主」という。）があるものは、平成二十五年改正法附則第十二条第三項第二号の規定にかかわらず、当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に代えて、当該額に事業主納付額を加算した額を記載して同条第一項に規定する自主解散型納付計画（以下この条において「自主解散型納付計画」という。）を作成することができる。

2 前項の規定により作成した自主解散型納付計画について平成二十五年改正法附則第十二条第一項の承認を受けた自主解散型基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散をする場合において、規約で定めるところにより、基金一括納付対象事業主から当該基金一括納付対象事業主に係る事業主納付額を一括して徴収するものとする。この場合において、当該自主解散型基金が当該基金一括納付対象事業主から徴収する徴収金については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八条第六項の規定による掛金とみなす。

3 第一項の規定により自主解散型納付計画を作成した自主解散型基金及びその設立事業所の事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）について平成二十五年改正法附則第十二条及び第十三条

の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二各事業主 条第一項	各事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主（第三項第二号、第四項及び第五項において「基金一括納付対象事業主」という。）を除く。）
附則第十二年金給付等積立金の額 条第三項	基金一括納付額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主が納付すべき額を加算した額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）
附則第十二各事業主 条第四項各号列記以外の部分	事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第十二各事業主 条第五項	各事業主（基金一括納付対象事業主を除く。）
附則第十二年金給付等積立金の額 条第十項	年金給付等積立金の額（当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額（次の額に当該自主解散型基金の責任準備金相当額のうち基金一括納付対象事業主（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金給付等積立金の成二十六年政令第七十四号）第十六条第一項に規定する基金一括納付対象事業主をいう。）が納付すべき額を加算した額）
附則第十三年金給付等積立金の額 条第一項及立金の額を び第三項	立金の額

（自主解散型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例）

第十七条 平成二十五年改正法附則第十五条第一項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消された自主解散型基金の設立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第十三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「自主解散型納付計画」とあるのは、「附則第十五条第一項の規定による取消し前の自主解散型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があったときは、その納付のあった額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）とする。

（清算型基金の指定の要件）

第十八条 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。
 2 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
 一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日（以下この条において「指定日」という。）の属する事業年度の事業主（当該指定日及び当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の

前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること又は平成八年四月一日から当該指定日までの間に継続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定す

る代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは存続厚生年金基金が設立された日から同年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあると認められること。
 二 指定日において存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（当該存続厚生年金基金の加入員を除く。）の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。

3 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 指定日の属する前前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は指定日の属する前前二年間の存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

（責任準備金相当額の特例の認定の申請をした清算型基金による前納に関する読替え）

第十九条 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。以下この条において同じ。）が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、「存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十二条第四項の規定による消滅をした場合にあっては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金）」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をしたもの」とする。

（清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件）

第二十条 平成二十五年改正法附則第二十条第二項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による認定の申請をした日の属する前前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は同日の属する前前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例に関する技術的読替え)
第二十一条 平成二十五年改正法附則第二十条第四項において平成二十五年改正法附則第二十一条第八項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型納付計画の承認の申請をした清算型基金による前納に関する読替え)
第二十二条 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした清算型基金について平成二十五年改正法附則第十条の規定を適用する場合には、第八条中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(平成二十五年改正法附則第二十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。以下この条において同じ。)」が」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」と、「存続厚生年金基金(当該存続厚生年金基金が同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百二十二条第四項の規定による消滅をした場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した改正後確定給付企業年金法第三条第一項第二号に規定する企業年金基金)」とあるのは「平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金であつて、平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をしたもの」とする。

(清算型納付計画の承認の要件)
第二十三条 平成二十五年改正法附則第二十一条第六項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
 一 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたこと又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところであること。
 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(清算型納付計画の承認に係る認定の要件)
第二十四条 平成二十五年改正法附則第二十一条第七項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
 イ 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の承認の申請をした日の属する月前二年間において第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことと認められること又は同日の属する月前二年間の清算型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に對する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところであること。
 ロ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を相当程度講じていること。

ハ 清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該清算型基金の年金給付等積立金の額を増加させるために必要な措置(ロに掲げる措置を除く。)を講じていること。
 二 清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によつて責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(清算型納付計画に係る事業主に対する通知に関する技術的読替え)
第二十五条 平成二十五年改正法附則第二十一条第四項において平成二十五年改正法附則第十三条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金の納付の猶予に係る準用に関する技術的読替え)
第二十六条 平成二十五年改正法附則第二十三条において平成二十五年改正法附則第十四条第六項の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十三条の規定によるほか、同項において準用する平成二十五年改正法附則第十三条第四項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算型基金」と読み替えるものとする。

(清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読替え等)
第二十七条 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合には、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一前条第一項の規定に基公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等のづき、政府が解散厚生一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第二十条第年金基金等から同項に三項の規定により政府が同法附則第十九条第一項に規定する清算型基金規定する責任準備金に金(この条において「清算型基金」という)から同法附則第二十一条相当する額</p>	<p>第七項に規定する減額責任準備金相当額を徴収する場合又は同法附則第二十一条第一項に規定する年金給付等積立金の額</p>
<p>解散厚生年金基金等は 清算型基金は 当該責任準備金に相当当該減額責任準備金相当額又は当該年金給付等積立金の額</p>	<p>清算型基金</p>
<p>2 平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合においては、第三条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十二条から第八十八条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において準用する平成二十五年改正法</p>
<p>第八十二条 平成二十五年改正法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金(以下「清算型基金」という。)</p>
<p>第八十二条 存続厚生年金基金</p>	<p>清算型基金</p>
<p>第八十一条 存続厚生年金基金</p>	<p>清算型基金</p>
<p>第八十三条 解散厚生年金基金等</p>	<p>清算型基金</p>
<p>第一項 平成二十五年改正法附則第五条平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定により第一項の規定によりなおその効力を有するものとする。</p>	<p>清算型基金</p>

附則第二十二年金給付等積基金一括納付額を
条第一項及び立金の額を
第三項

(清算型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例)
第二十九条 平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する平成二十五年改正法附則第十五
条第一項の規定により清算型納付計画の承認を取り消された清算型基金の設立事業所の事業主に
ついて平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定を適用する場合には、同項中「清
算型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十五條第一項の規定による取消し前
の清算型納付計画（前条第四項第一号に掲げる額に係る部分（当該額の一部につき納付があつた
ときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限る。）に限る。）」とする。

(責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例)
第三十条 平成二十五年改正法附則第十一條第五項若しくは第十二條第二項の認定又は平成二十五
年改正法附則第十二條第七項若しくは第二十一條第六項の承認を受けた存続厚生年金基金の設立
事業所が確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二條第一項に規定する確定給付企業年
金をいう。以下同じ。）の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四條第一号に規定する実施
事業所をいう。以下同じ。）となつてるとき、又は実施事業所となるときは、当該確定給付企
業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九條第一項に規定する事業主等をいう。第
四十條及び第四十二條を除き、以下同じ。）は、当該確定給付企業年金の規約において、あらか
じめ、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に対し、当該存続厚生年金基金の加入員であつ
た期間（以下この項において「存続厚生年金基金加入員期間」という。）を改正後確定給付企
業年金法第二十九條第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下この項において「老齢給付金
等」という。）の額の算定の基礎となる改正後確定給付企業年金法第二十八條第一項に規定する
加入員である期間（以下この項において「確定給付企業年金加入員期間」という。）とみなして
老齢給付金等の支給をすることができ、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金基金の加
入員であつた者に対し、存続厚生年金基金加入員期間を確定給付企業年金加入員期間とみなして
老齢給付金等の支給をすることができ、

2 前項の規約を定める場合には、当該存続厚生年金基金の加入員であつた者の同意を得なければ
ならない。
(自主解散型基金等が解散する場合における東日本大震災に係る責任準備金相当額の特例等の要
件の特例)
第三十一条 平成二十五年改正法の施行の日（以下本則において「施行日」という。）から起算し
て一年を超えない期間内において平成二十五年改正法附則第十一條第一項若しくは第二十二條第一
項の規定による認定の申請又は平成二十五年改正法附則第十二條第一項若しくは第二十一條第一
項の承認の申請をした存続厚生年金基金であつて、施行日において現に東日本大震災（平成二十
三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害
をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（岩手
県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に主たる事務所が所在するものについて第九條、第九
條及び第十三條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の規定を適用する場合には、第九
條及び第十三條中「いづれにも」とあり、第十三條第一号中「二以上に」とあり、第二十條及び
第二十三條中「いづれにも」とあり、並びに第二十四條第一号中「二以上に」とあるのは、「い
ずれかに」とする。

第三節 清算中の特定基金等に関する事項
(清算中の特定基金に関する読替え等)
第三十二条 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものと
された同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付
企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。上欄の項において同じ。）を適用する場合にお
いては、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Original text (上欄) and Revised text (下欄). The table lists specific provisions from the Insurance Business Act and related laws, such as Article 30, 31, and 32, and their amendments regarding pension funds and business liquidation.

Table with 2 columns: Original text (上欄) and Revised text (下欄). This table details the amendments to the Insurance Business Act, specifically focusing on the provisions related to pension funds, business liquidation, and the handling of pension payments during and after the Great East Japan Earthquake.

<p>附則第三十 八条第一項 において準 用する改正 前確定給付 企業年金法 第十四条 第四項及び 第六項</p>	<p>解散厚生年金基金等は 当該責任準備金に相当す る額</p>	<p>正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前 に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同 項に規定する減額責任準備金相当額（以下この項において「減 額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた特定 基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において 清算中のものに限る。以下この項、第四項及び第六項において 「特定基金」という。）から減額責任準備金相当額</p>
<p>附則第三十 八条第一項 において準 用する改正 前確定給付 企業年金法 第十四条 第四項及び 第六項</p>	<p>特定基金</p>	<p>特定基金は 当該減額責任準備金相当額</p>
<p>附則第三十 八条第三項 において準 用する改正 前確定給付 企業年金法 第十四条 第四項及び 第六項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以 下この条において「平成二十五年改正法」という。）の施行の 日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五 年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二 十九年法律第十五号。以下この条において「改正前厚生年金 保険法」という。）附則第三十三条第三項の規定により減額責 任準備金相当額（同項に規定する減額責任準備金相当額をい う。以下この項において同じ。）を徴収することとされた特定 基金（同条第一項に規定する特定基金をいい、施行日において 清算中のものに限る。以下この条において同じ。）が、平成二 十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力 を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第 一項において準用する平成二十五年改正法第二条の規定による 改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項 において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>減額責任準備金相当額</p>
<p>附則第三十 八条第三項 において準 用する改正 前確定給付 企業年金法 第十四条 第四項及び 第六項</p>	<p>同項に 当該特定基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十 八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>附則第三十 八条第三項 において準 用する改正 前確定給付 企業年金法 第十四条 第四項及び 第六項</p>	<p>同項に 当該特定基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十 八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>附則第三十 八条第三項 において準 用する改正 前確定給付 企業年金法 第十四条 第四項及び 第六項</p>	<p>同項に 当該特定基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十 八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法</p>

附則第一
条の十三第
二項

解散厚生年金基金等
特定基金

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額（第七十一条において「減額責任準備金相当額」という。）を徴収することとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金であつて清算中のものについては、廃止前厚生年金基金令第六十五條及び第六十七條第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>
<p>第六十基金が設立された 第五條第 一項第 一號</p>	<p>当該特定基金 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第二項</p>

3	<p>平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八十法 二条各 号列記 以外の 部分</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。） 附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。） 附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金基金 平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた施行日において清算中の特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下「特定基金」という。）</p>
<p>4</p>	<p>平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。 （納付計画の承認の申請をした特定基金に関する読替え等） 第三十三條 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付企業年金法及び改正前保険業法の規定を含む。以下この項において同じ。）を適用する場合においては、同条第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>	<p>第八十 厚生年 金基金 二条第 一號</p>	<p>厚生年金公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p>

<p>附則第三 十八年 確定給付企業年金法</p>	<p>まで、第九十まで 二条第一項及び第三項 規定を 規定並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の第九十二条第一項、第二項及び第四項の規定を</p>	<p>附則第三 特定基金</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の次条第一項の承認の申請をした特定基金（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散したものを除く。以下この項及び次項において「特定基金」という。）</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>連合会又は他 の基金 連合会等</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>
<p>附則第三 十八年 確定給付企業年金法</p>	<p>当該責任準備金に相当する 当該責任準備金相当額又は当該減額責任準備金相当額</p>	<p>附則第三 特定基金</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第十三号に規定する存続連合会若しくは同条第十五号に規定する連合会又は他の同条第十二号に規定する厚生年金基金（次項において「連合会等」という。）</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>連合会又は他 の基金 連合会等</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>	<p>附則第三 連合会又は他 の基金</p>

<p>1 一条の十 三第二項</p> <p>解散厚生年金特定基金 基金等</p>	<p>2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（施行日前に解散したものを除く。）については、廃止前厚生年金基金令第六十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第 一 法附則第三項の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十九條第一項の項において「改正前厚生年金保険法」という。）</p> <p>第 二 法附則第三項の平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項の規定により解散した平成二十五年改正法の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前第四條第五項厚生年金保険法附則第三十四條第一項の承認の申請をした特定基金（改正前厚第一項の規定に生年金保険法附則第三十三條第一項に規定する特定基金をいい、施行日前に解散より解散したものを除く。次号において「特定基金」という。）</p> <p>第 三 法附則第三十三條第三項の平成二十五年改正法附則第二十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三條第三項に</p>	<p>3 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條から第八十八條までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第 八 十 法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十八條第一項において準用する平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> <p>第 八 十 法 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 四 條 第 一 項 の 承 認 の 申 請 を し た 特 定 基 金 （ 改 正 前 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 三 條 第 一 項 に 規 定 す る 特 定 基 金 を い い 、 施 行 日 前 に 解 散 し た も の を 除 く 。 以 下 「 特 定 基 金 」 と い う 。</p>	<p>第 八 十 法 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 四 條 第 一 項 の 承 認 の 申 請 を し た 特 定 基 金 （ 改 正 前 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 三 條 第 一 項 に 規 定 す る 特 定 基 金 を い い 、 施 行 日 前 に 解 散 し た も の を 除 く 。 以 下 「 特 定 基 金 」 と い う 。</p> <p>第 八 十 法 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 四 條 第 一 項 の 承 認 の 申 請 を し た 特 定 基 金 （ 改 正 前 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 三 條 第 一 項 に 規 定 す る 特 定 基 金 を い い 、 施 行 日 前 に 解 散 し た も の を 除 く 。 以 下 「 特 定 基 金 」 と い う 。</p> <p>第 八 十 法 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 四 條 第 一 項 の 承 認 の 申 請 を し た 特 定 基 金 （ 改 正 前 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 三 條 第 一 項 に 規 定 す る 特 定 基 金 を い い 、 施 行 日 前 に 解 散 し た も の を 除 く 。 以 下 「 特 定 基 金 」 と い う 。</p>
<p>法第百十平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四條第五項の規定により徴収する同項の規定に規定する責任準備金相当額又は平成二十五年改正法附則第三十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額</p>	<p>第 八 十 法 第 百 十 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 二 十 八 條 第 一 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も の と された改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第四條第一項の確定給付企業年金法第百十四條第一項</p> <p>第 八 十 法 第 百 十 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 二 十 八 條 第 一 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も の とされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第四條第三項の確定給付企業年金法第百十四條第三項</p> <p>第 八 十 法 第 百 十 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 二 十 八 條 第 二 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第六條第四條第一項の確定給付企業年金法第百十四條第一項</p> <p>第 八 十 法 第 百 十 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 二 十 八 條 第 二 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第六條第四條第一項の確定給付企業年金法第百十四條第一項</p> <p>第 八 十 法 第 百 十 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 二 十 八 條 第 二 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第六條第四條第一項の確定給付企業年金法第百十四條第一項</p>	<p>第 八 十 法 公 的 年 金 制 度 の 健 全 性 及 び 信 頼 性 の 確 保 の た め の 厚 生 年 金 保 險 法 等 の 一 部 を 改 正 する法律（平成二十六年政令第七十四号）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令</p> <p>第 八 十 法 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 八 條 第 一 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第七條第二項の確定給付企業年金法</p> <p>第 八 十 法 厚 生 年 金 保 險 法 附 則 第 三 十 八 條 第 一 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前第七條第二項の確定給付企業年金法</p>	<p>4 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>（清算未了特定基金に関する読替等）</p> <p>第 三 十 四 條 平 成 二 十 五 年 改 正 法 附 則 第 二 十 八 條 第 三 項 の 規 定 に よ り 尚 其 の 効 力 を 有 す る も の と された同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定（当該規定において準用する改正前確定給付</p>	

第八十法 平成二十五年改正法附則第二十八條第一項の規定によりなおその効力を有するも
七条第 二項 のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前
第八十解散厚生特定基金 確定給付企業年金法

4 平成二十五年改正法附則第二十八條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改
正前厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百十四
条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立
金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計
の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。
(存続連合会等に行わせる業務に関する経過措置)

第三十五條 平成二十五年改正法附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規
定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九條第一項の規定
により存続連合会の業務が行われる場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十五年そのその業務(附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定 改正法附則第九項)	その業務(附則第二十七條第二項又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定 改正法附則第九項)
条第一項の規定により存続連合会が行う業務を除く。	条第一項の規定により存続連合会が行う業務を除く。

改正後確定給付そのその業務(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等
付企業年金法業務の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第二十七條第二項
第九十一條の
第十八條第七項
又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた同法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十九條第一
項の規定により連合会が行う業務を除く。)

(清算未了特定基金型納付計画に係る事業主に対する技術的説替え)
第三十六條 平成二十五年改正法附則第三十一條第四項において平成二十五年改正法附則第十三條
第四項の規定を準用する場合には、同項中「自主解散型基金」とあるのは、「清算未了特
定基金」と読み替えるものとする。

(清算未了特定基金型納付計画の提出の特例)
第三十七條 清算未了特定基金であつてその設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同し
て設立している場合にあっては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主)のうち当該
清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納付すべき額を当該清算未了特定基金
が政府に納付することが適当であると当該清算未了特定基金が認めるものがある場合における次
の表の上欄に掲げる平成二十五年改正法の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十條各事業主(当該清算未了特定基金の責任準備金相当額のうち当該事業主が納 付すべき額を清算未了特定基金が政府に納付することが適当であると当該清 算未了特定基金が認める事業主(第三項及び次条第一項において「基金一括 納付対象事業主」という)を除く。)	納付対象事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)
附則第三十條の事業の事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)	事業の事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)
第三項 主 各事業各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)	各事業各事業主(基金一括納付対象事業主を除く。)
主 附則第三十一條額を除く額及び基金一括納付対象事業主に係る前条第四項第一号の額の合計額を除く 条第一項	額を除く額及び基金一括納付対象事業主に係る前条第四項第一号の額の合計額を除く 条第一項

(清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例)
第三十八條 平成二十五年改正法附則第三十二條において準用する平成二十五年改正法附則第十五
条第一項の規定により清算未了特定基金型納付計画の承認を取り消された清算未了特定基金の設

立事業所の事業主について平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定を適用する場合にお
いては、同項中「清算未了特定基金型納付計画」とあるのは、「次条において準用する附則第十
五条第一項の規定による取消し前の清算未了特定基金型納付計画(前条第四項第一号に係る部分
(当該額の一部につき納付があつたときは、その納付のあつた額を控除した金額に係る部分に限
る。に限る。))とする。

第四節 施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例に関する事項
第三十九條 平成二十五年改正法附則第三十三條第一項第二号の政令で定める期間は、次のとお
りとする。

- 一 第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十
四條及び第四十一條の三の五第二項に規定する期間
- 二 第三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施
行令第八十八條の三第一項各号に掲げる期間
- 三 第六十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第
五十二條の五の三第二項に掲げる期間

第五節 残余財産の確定給付企業年金等への交付に関する事項
(設立事業所の一部について行う残余財産の確定給付企業年金への交付)

第四十條 平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。
一 確定給付企業年金の事業主(改正後確定給付企業年金法施行令第一條第一項に規定する事業
主をいう。以下この号において「譲受事業主」という)が、吸収分割又は事業の全部若しく
は一部の譲受けにより、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からそ
の事業の全部又は一部を承継した場合であつて、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事
業主等(規約型企業年金(改正後確定給付企業年金法第七十四條第一項に規定する規約型企業
年金をいう。))の事業主及び企業年金基金(改正後確定給付企業年金法第二條第四項に規定す
る企業年金基金をいう)をいう。以下この条及び第四十二條において同じ)が、当該解散し
た存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて当該承継された事業の全部又は一部
に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの当該解散した存続厚生年金基
金に係る残余財産の交付を受ける場合

- 二 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基
金の加入員の一部(以下この号において「一部移転加入員」という)に係る残余財産の交付
を当該確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合(当該一部移転加入員が当該確
定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなつたことにより、当該存続厚生年金基金の
設立事業所に使用されなくなつたときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該残余財産の交
付を受ける場合に限る。)
- 三 存続厚生年金基金及び確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基
金の加入員のうち、残余財産を分配することを希望する者以外の者に係る残余財産の交付を確
定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合

(設立事業所に係る解散基金加入員等に分配すべき残余財産の交付を申し出る際の手続)
第四十一條 施行日以後に解散した存続厚生年金基金(解散した日における年金給付等積立金の額
が責任準備金相当額を下回るものを除く。第二号及び第三項において「交付存続厚生年金基金」
という)が、平成二十五年改正法附則第三十五條第一項の規定に基づき残余財産の当該確定給
付企業年金の資産管理運用機関等(改正後確定給付企業年金法第三十條第三項に規定する資産管
理運用機関等をいう)への交付を申し出る場合は、次に掲げる者の同意を得なければならぬ。

- 一 交付の申出に係る残余財産を分配すべき解散基金加入員等(平成二十五年改正法附則第三十
五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。次項において「交付解散基金加入員等」とい
う。)が使用される設立事業所の事業主の全部
- 二 当該設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者

2 前項の場合において、交付解散基金加入員等が使用される設立事業所が二以上であるときは、同項第二号に掲げる者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

3 交付存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき、当該交付存続厚生年金基金の設立事業所に使用される交付存続厚生年金基金の加入員であった者又はその遺族に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合には、当該交付存続厚生年金基金の加入員であった者又はその遺族の同意を得なければならない。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定により解散した存続厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付した場合における加入者期間の取扱い)

第四十二条 確定給付企業年金の資産管理運用機関等(改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)が、平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、解散した存続厚生年金基金の解散基金加入員等に係る加入者期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該確定給付企業年金の加入者期間に算入するものとする。

(平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額及び月数)

第四十三条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式により定まる金額とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、同条第一項に規定する退職金共済契約(付録において「退職金共済契約」という。)の被共済者(以下この項及び付録において「被共済者」という。)が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とする各月数(以下この項及び付録において「各月数」という。)のうち、付録の式により各月数により定まる金額が同条第二項に規定する交付額(付録において「交付額」という。)を超えない範囲内において最大のもの(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十八条、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項に基づく申出に係る被共済者にあつては、零月)とする。

(平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率)

第四十四条 平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第八十八号)第八条に規定する利率とする。

(存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が解散前から引き続き退職金共済契約を締結している場合において準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定の読替え)

第四十五条 平成二十五年改正法附則第三十六条第七項において同条第一項の規定を準用する場合においては、同条第七項の規定によるほか、同条第一項中「被共済者として」とあるのは、「被共済者とする」と「締結した」とあるのは、「当該解散する前から引き続き締結している」と、「附則第三十六条第一項」とあるのは、「附則第三十六条第七項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(解散基金加入員への通知について準用する平成二十五年改正法附則第三十六条第六項の規定の読替え)

第四十六条 平成二十五年改正法附則第三十六条第十項において同条第六項の規定を準用する場合においては、同条第十項の規定によるほか、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第六節 その他の存続厚生年金基金に係る経過措置に関する事項

(設立に必要な被保険者数の特例)

第四十七条 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定に基づき給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする存続厚生年金基金若しくは平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けようとする存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一

項第一号若しくは第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金に対する第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条の規定の適用については、厚生年金基金令等の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百八十一号)附則第二条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第一条第一項中「千人」とあり、及び同条第二項中「五千人とする。ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、千人」とあるのは、「十人」とする。

(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

第四十八条 旧厚生年金基金が行った処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第六十九條において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求が施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第三章 存続連合会等に関する経過措置

第一節 改正前厚生年金保険法等の効力等に関する事項

第四十九条 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百七十四条において準用する第九十八條第三項厚生労働大臣	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第百七十四条において準用する第九十八條第四項厚生労働大臣	連合会	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
附則第三十條第三項において準用する同條第一項	連合会	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
附則第三十條第三項において準用する同條第二項	連合会	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者
第八十五條の二	責任準備金に相当する額(次条、附則第三十三條、第三十四條及び第三十八條において「責任準備金相当額」という。)	責任準備金に相当する額(次条、附則第三十三條、第三十四條及び第三十八條において「責任準備金相当額」という。)
第八十五條の二	責任準備金に相当する額(次条、附則第三十三條、第三十四條及び第三十八條において「責任準備金相当額」という。)	責任準備金に相当する額(次条、附則第三十三條、第三十四條及び第三十八條において「責任準備金相当額」という。)
附則第三十條第三項において準用する同條第二項	その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項	その効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項

2 存続連合会については、廃止前厚生年金基金令第四十八條の二、第五十二條の六第一項、第五十二條の七、第五十四條第一項、第五十五條の二第一項(第二号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む)、第五十五條の三、第五十五條の四第二項から第四項まで、第五

<p>第五十四條第一法第三十六項において準用する第三十九條第五号の十三第二号</p>	<p>第五十四條第一法第三十九條の十四</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三十六條の第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三十九條の十三第二号</p>
<p>第五十四條第一法第三十九條の十五</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三十九條の十五</p>
<p>第五十四條第一法第三十六項において準用する第三十九條の十六</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三十六條の四第三項</p>
<p>第五十四條第一法第四十二條の十六</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第四十二條の十六</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）の額</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）の額</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）</p>

<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける額</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>平成二十五年改正法附則第八條に規定する責任準備金に係る責任準備金相当額</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>存続連合会</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一條の二第一項に規定する中途脱退者、同法第八十九條第六項に規定する終了制度加入者等及び同法第九十一條の二十三第一項に規定する企業年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同法百條の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第三号に規定する存続連合会、健康保険組合若しくは」とする。</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>附則第六條におおきく準用する附則第五條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>第二十條の二 法第四十八條の三 第二項 企業年金連合会 確定給付企業年金法施行令第六十五條の九及び第十 第六十五條の十 第二十條の二 企業年金連合会 第五十四條の二第一項</p>
<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替へて適用する法第五十四條の二第一項</p>	<p>存続連合会 存続連合会 存続連合会 存続連合会 存続連合会 存続連合会</p>

第二十法 六条の二	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する法
企業年金連合会	存続連合会

第二節 存続連合会の業務等に関する事項
(基金中途脱退者の加入員であった期間)

第五十条 平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号の厚生年金基金の加入員であった期間は、老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であった期間の計算の例により計算するものとし、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十条及び第四十一条の三の五第二項、第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項並びに第六十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間があるときは、当該厚生年金基金の加入員であった期間に当該老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられるべき期間を加えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十条第一号の政令で定める期間は、二十年とする。

(確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置)

第五十条の二 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十六号)第四条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者に対する平成二十五年改正法附則第四十六条の規定により存続連合会が確定給付企業年金脱退一時金相当額(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「改正後確定給付企業年金法」とあるのは、「確定給付企業年金法」とする。

(存続連合会の附帯事業)

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十条第四項第三号の存続連合会が行うことができる事業は、次に掲げるものとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

(存続連合会の業務の委託)

第五十二条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社(同項に規定する信託会社をいう。次項において同じ。)、信託業務を営む金融機関、生命保険会社(同条第九項に規定する生命保険会社をいう。次項において同じ。))及び農業協同組合連合会(同条第九項に規定する農業協同組合連合会をいう。次項において同じ。))以外の法人に委託する場合にあつては、第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十九条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

2 存続連合会が平成二十五年改正法附則第四十条第九項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合においては、存続連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

第三節 基金中途脱退者等に対する給付等に関する事項
(存続連合会老齢給付金等の額)の基準)

第五十三条 平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項及び第四十九条の二第一項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金及び存続連合会遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金並びに

平成二十五年改正法附則第四十五条第三項及び第四十九条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第三項、第四十九条第三項及び第四十九条の二第一項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金等に関する読替え)

第五十四条 平成二十五年改正法附則第四十五条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十条の規定を準用する場合においては、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等」と読み替えるものとする。

2 平成二十五年改正法附則第四十九条第四項において改正後確定給付企業年金法第五十四条の規定を準用する場合においては、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第四十九条第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

3 平成二十五年改正法附則第五十一条において改正後確定給付企業年金法第三十四条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条から第四十八条まで及び第五十二条から第五十四条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十老齢給付金 第四十条第三項	第三十老齢給付金 平成二十五年改正法附則第四十四条第三項及び第四十八条第三項の存続連合会障害給付金(以下「存続連合会障害給付金」という。)
第三十老齢給付金 第六十条第一項	第三十老齢給付金 存続連合会老齢給付金
第三十老齢給付金 第七十条第一項	第三十老齢給付金 存続連合会老齢給付金
事業主等	平成二十五年改正法附則第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)

第三十老齡給付金 七条第 二項、 第三十 八条及 び第四 十条	存続連合会老齡給付金	三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項及び第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十五條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項、第四十九條第三項及び第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金並びに存続連合会障害給付金について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第四十 四条及 び第四 十六條	障害給付金 存続連合会障害給付金	第二十五條 法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五十一條において準用する確定給付企業年金法
第四十 七條	遺族給付金 平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項及び第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金（以下「存続連合会遺族給付金」という。）は	第二十六條第一項 法 平成二十五年改正法附則第五十一條において準用する確定給付企業年金法
遺族給付金 存続連合会遺族給付金を	加入者又は平成二十五年改正法附則第四十二條第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三條第三項の解散基金加入者、平成二十五年改正法附則第四十六條第三項の老齡給付確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七條第三項の金の支給を了制度加入者等、平成二十五年改正法附則第四十八條第三項の終了制度加入者を受けている等、平成二十五年改正法附則第四十九條の二第一項の企業型年金加入者であつた者	第二十九條第二号 老齡給付金 平成二十五年改正法附則第五十條第一項
第四十 八條	遺族給付金 存続連合会遺族給付金	第二十九條第三号 法 第三十條第三項
第五十 二條	加入者又は平成二十五年改正法附則第四十四條第三項の解散基金加入者又は平成二十五年改正法附則第四十八條第三項の終了制度加入者等	第三十三條各号列法 平成二十五年改正法附則第五十一條において準用する確定給付企業年金法
障害給付金 存続連合会障害給付金	加入者又は平成二十五年改正法附則第四十二條第三項の基金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十三條第三項の解散基金加入者、平成二十五年改正法附則第四十六條第三項の老齡給付確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七條第三項の終了制度加入者等、平成二十五年改正法附則第四十八條第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九條の二第一項の企業型年金加入者であつた者	第三十三條第二号 法 平成二十五年改正法附則第五十一條において準用する確定給付企業年金法
第五十 三條	遺族給付金 存続連合会遺族給付金	第三十四條第一号 法 第九條第九項
第五十 四條	加入者又は平成二十五年改正法附則第四十三條第三項の解散基金加入者、平成二十五年改正法附則第四十六條第三項の老齡給付確定給付企業年金中途脱退者、平成二十五年改正法附則第四十七條第三項の終了制度加入者等、平成二十五年改正法附則第四十八條第三項の終了制度加入者等又は平成二十五年改正法附則第四十九條の二第一項の企業型年金加入者であつた者	第三十四條第二号 法 第九條第十項
第五十五條 （準用規定）	改正後確定給付企業年金法施行令第二十五條及び第二十六條の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齡給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金（第五十八條において「存続連合会老齡給付金等」という。）について、改正後確定給付企業年金法施行令第二十九條の規定は存続連合会が支給する存続連合会老齡給付金について、改正後確定給付企業年金法施行令第三十三條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第四十二條第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十六條第三	（存続連合会への基金脱退一時金相当額の移換の申出等） 第五十六條 平成二十五年改正法附則第四十二條第一項の規定による基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、基金中途脱退者が存続厚生年金基金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。 2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六條第一項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「附則第四十二條第一項」とあるのは、「附則第四十六條第一項」と、「基金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）」とあるのは、「確定給付企業年金脱退一時金相当額」と、「基

金中途脱退者」とあるのは「確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。）」と読み替えるものとする。

3 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項に規定する申出について準用する。

第五十七条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定により基金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた存続厚生年金基金又は平成二十五年改正法附則第四十三条第一項、第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の規定により残余財産の移換を受けた解散した存続厚生年金基金の清算人は、当該基金脱退一時金相当額又は残余財産の存続連合会への移換の申出があった旨を、存続連合会へ通知しなければならない。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第四十六条第一項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は平成二十五年改正法附則第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項の規定により残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人について準用する。

(差別的取扱いの禁止)

第五十八条 存続連合会老齢給付金等の額は、存続連合会がこれらの給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

(基金中途脱退者等への存続連合会の説明義務)

第五十九条 存続連合会は、基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は企業型年金加入者であった者（平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下この条において同じ。）の求めがあったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者に係る存続連合会の給付に関する事項その他基金脱退一時金相当額、確定給付企業年金脱退一時金相当額又は個人別管理資産（確定拠出年金法第二十五条第二項に規定する個人別管理資産をいう。）の移換に関し必要な事項について、当該基金中途脱退者、確定給付企業年金中途脱退者又は企業型年金加入者であった者に説明しなければならない。

(解散しようとする基金等の基金中途脱退者に係る措置の特例)

第六十条 平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金（以下「解散をしようとする基金等」という。）が平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定に基づき移換する基金脱退一時金相当額は、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）をした者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第四項に規定する額）を超える部分の額とする。

2 解散をしようとする基金等が基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出た基金中途脱退者に対して老齢年金給付を支給する場合においては、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「を超えるもの」とあるのは、「以上」とする。

第四節 存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等に関する事項

(存続連合会から存続厚生年金基金等への年金給付等積立金の移換等の申出)

第六十一条 平成二十五年改正法附則第五十三条第一項の規定による施行前基金中途脱退者等（同項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の権利義務の移転の申出及び同条第五項の規定による施行前基金中途脱退者等の年金給付等積立金（同項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第三項第一号において同じ。）の移換の申出は、厚生労働省令で定め

るところにより、施行前基金中途脱退者等が存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による施行後基金中途脱退者等（同項に規定する施行後基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。）の移換の申出について準用する。

3 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十五条第一項の規定による老齢基金中途脱退者等（同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の年金給付等積立金等（同項に規定する年金給付等積立金等をいう。以下同じ。）の移換の申出について準用する。

4 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十六条第一項の規定による老齢基金中途脱退者等の年金給付等積立金等の移換の申出について準用する。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十七条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等（同項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。）の積立金（同項に規定する積立金をいう。次項及び第七項において同じ。）の移換の申出について準用する。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十八条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

7 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定による老齢確定給付企業年金中途脱退者等の積立金の移換の申出について準用する。

8 改正後確定給付企業年金法施行令第五十条の二第二項ただし書及び第二項の規定は、前三項に規定する申出について準用する。

(他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱)

第六十二条 甲基金が平成二十五年改正法附則第五十三条第三項の規定により権利義務を承継したときは、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項の規定により存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した乙基金又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の解散をした丙基金の加入員であった期間は、甲基金の加入員であった期間とみなす。

2 存続厚生年金基金が、平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第二号及び次項第二号において同じ。）の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十七条第二項の規定により積立金（同条第一項に規定する積立金をいう。第三号及び次項（第二号を除く。）において同じ。）の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等、施行後基金中途脱退者等又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十三条第六項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合

合 平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第二項の規定により存続連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条の解散した旧厚生年金基金の加入員であった期間

二 平成二十五年改正法附則第五十四条第二項の規定により積立金の移換を受けた場合

平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により存続連合会に移換された基金脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四条の二において同じ。）であった期間

期間

平成二十五年改正法附則第三十六条第一項に規定する解散基金加入員をいう。次条第二号及び第六十四条の二において同じ。）であった期間

三 平成二十五年改正法附則第五十七條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第二項若しくは平成二十五年改正法附則第四十六條第二項の規定により存続連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、平成二十五年改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の第三項若しくは平成二十五年改正法附則第四十七條第一項に規定する終了制度加入者等であった期間又は平成二十五年改正法附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により存続連合会に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間

3 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたとき、又は平成二十五年改正法附則第五十八條第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、老齢基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十五條第一項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）又は老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る当該各号に定める期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等又は老齢基金中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により年金給付等積立金の移換を受けた場合 前項第一号に定める期間

二 平成二十五年改正法附則第五十五條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第二号に定める期間

三 平成二十五年改正法附則第五十八條第二項の規定により積立金の移換を受けた場合 前項第三号に定める期間

(年金給付等積立金の計算)

第六十三條 平成二十五年改正法附則第五十三條第四項の年金給付等積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者である場合 施行前基金中途脱退者等が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額（平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第三項の規定により存続連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するもの）とされている場合にあつては、当該加算額を控除した額）について厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十條の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。）である場合 責任準備金相当額に、施行前基金中途脱退者等に係る平成二十五年改正法附則第三十八條第一項においてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十條第三項において準用する同條第二項の過去期間代行給付現額の額（以下この号において「過去期間代行給付現額の額」という。）を存続連合会の過去期間代行給付現額の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

第五節 老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する事項

(老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置)

第六十四條 平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十一條第一項第二号	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項
第六十一條第一項	法第九十二條第四項	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十二條第四項

<p>第六六連合会 第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）</p>	<p>基金が 第八十五条の二に 規定する責任準備 金に相当する額</p>	<p>同条第十号に規定する旧厚生年金基金（以下「基金」という。）が</p>	<p>第六六申出 十一項 第三項</p>	<p>申出（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）</p>	<p>第六六又は第三十八條の若しくは第三十八條の二第一項若しくは第二項の規定又は国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十四條の十一の三第二項の二</p>	<p>老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この項において同じ。）の受給権者</p>	<p>第六六老齢厚生年金の受給権者 十三條 第三項</p>	<p>等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この項において同じ。）の受給権者</p>	<p>第六六第六十條第五項 十三條の規定により老齢 の四 第一項 年金給付の支給に 関する義務を承継 している中途脱退 者又は解散基金加 入員</p>	<p>解散基金加入員</p>	<p>第六 平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第二十四條の三（第二号に係る部分に限る。）第五十二條の二から第五十二條の三の二まで及び第五十四條第一項の規定並びに同項において準用する廃止前厚生年金基金令第十九條、第二十六條第一項から第四項まで、第二十七條、第二十七條の二第一項及び第三項（第三号を除く。）並びに第二十八條第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十五條の三</p>	<p>第二十四條の法 第三二號</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）</p>	<p>第五十二條の法 第三項及び第六十一條 第五項の規定により平成二十五年改正法附則第三條第十三號</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項の規定により平成二十五年改正法附則第三條第十三號</p>						
<p>第五十二條の二 第三項及び第六十一條 第五項</p>	<p>条第五項の規定により連合会（次条及び第五十四條第一項において「連合会」という。）</p>	<p>法第六十條の二第二項及び第六十一條第五項及び第六十條第五項に規定する交付金及び</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項に規定する交付金及び</p>	<p>法第六十條の二第二項及び第六十一條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項</p>	<p>法第六十條の二第二項及び第六十一條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項</p>	<p>法第六十條の二第二項及び第六十一條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第五項</p>	<p>法第六十三條の三第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三條の三第一項</p>	<p>法第六十三條の三第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三條の三第一項</p>	<p>法第六十三條第二項</p>	<p>改正前厚生年金保険法第六十三條第二項</p>	<p>法第六十三條第二項</p>	<p>改正前厚生年金保険法第六十三條第二項</p>	<p>法第六十三條第二項</p>	<p>改正前厚生年金保険法第六十三條第二項</p>	<p>法第六十三條第二項</p>	<p>改正前厚生年金保険法第六十三條第二項</p>	<p>法第六十三條第二項</p>	<p>改正前厚生年金保険法第六十三條第二項</p>

<p>第五十二条の五第二項前段法 において準用する第二十七 条の二第三項第二号</p> <p>第五十二条の五第二項前段 遺族給付金及 連合会障害給付金 条第一項</p> <p>第五十四条第一項において基金 準用する第十九条</p>	<p>加入員若しくは 加入員であ る者又はこ れらの者の遺 族</p>	<p>年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」とい う。）附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の 平成二十五年改正法附則第三十八條第一項の規定により なおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則 第三条第十号に規定する存続連合会（以下「存続連合 会」という。）</p> <p>存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に 関する義務を負っている者</p>
<p>第六十四条の二 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三條の二に規定する解散基金に係る老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。）について、平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十三條の三の規定を適用する場合には、前条第五項の規定により読み替えられた改正前厚生年金保険法第六十三條の三第一項中「老齢厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）と、改正後の」とあるのは「改正後の第七十八條の二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の」と、「に基づくものに限る。以下この項において同じ。」とあるのは「（以下この項において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく老齢厚生年金」と、「第四十六條第五項において読み替えられた同条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この項において「経過措置令」という。）第八十二條の三の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六條第五項において読み替えられた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第四十六條第一項（以下この項において「読み替え後の第四十六條第一項」という。）と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金」と、「第四十四條の三第四項」とあるのは「当該第一号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする経過措置令第八十二條の二の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）第三條の二第二項の規定により読み替へられた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五條の規定による改正後の第七十八條の二十八第一項の規定により読み替えられた第四</p>		

<p>第五十二條の五の 法 第四号</p>	<p>第五十二條の五の 法 第四号</p>	<p>十四條の三第四項」と、「支給停止基準額」とあるのは「支給停止基準額（読替え後の第四十六條第一項の規定による支給停止基準額をいう。）とする。 （移換金に関する経過措置） 第六十五條 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正前厚生年金保険法第六十五條第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び第六十五條の四において「連合会」という。）とする。 2 平成二十五年改正法附則第六十二條第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二條の五の二第一項及び第四項、第五十二條の五の三（第三項を除く）、第五十二條の五の四並びに第五十五條の四第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 1131 399 2089"> <p>第五十二條の五の二第一項</p> </td> <td data-bbox="399 1131 478 2089"> <p>基金</p> </td> <td data-bbox="478 1131 558 2089"> <p>平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="558 1131 638 2089"> <p>第五十二條の五の五第三項</p> </td> <td data-bbox="638 1131 718 2089"> <p>法第六十條第五項</p> </td> <td data-bbox="718 1131 798 2089"> <p>平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1131 877 2089"> <p>第五十二條の五の五第六項</p> </td> <td data-bbox="877 1131 957 2089"> <p>法第六十條第六項</p> </td> <td data-bbox="957 1131 1037 2089"> <p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第六項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 1131 1117 2089"> <p>第五十二條の五の五第七項</p> </td> <td data-bbox="1117 1131 1197 2089"> <p>法第六十條第七項</p> </td> <td data-bbox="1197 1131 1276 2089"> <p>平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第七項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 1131 1356 2089"> <p>第五十二條の五の五第八項</p> </td> <td data-bbox="1356 1131 1436 2089"> <p>法第六十條第八項</p> </td> <td data-bbox="1436 1131 1489 2089"> <p>平成二十五年改正法附則第六十一條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第八項</p> </td> </tr> </table>	<p>第五十二條の五の二第一項</p>	<p>基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）</p>	<p>第五十二條の五の五第三項</p>	<p>法第六十條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項</p>	<p>第五十二條の五の五第六項</p>	<p>法第六十條第六項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第六項</p>	<p>第五十二條の五の五第七項</p>	<p>法第六十條第七項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第七項</p>	<p>第五十二條の五の五第八項</p>	<p>法第六十條第八項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第八項</p>
<p>第五十二條の五の二第一項</p>	<p>基金</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）</p>															
<p>第五十二條の五の五第三項</p>	<p>法第六十條第五項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項</p>															
<p>第五十二條の五の五第六項</p>	<p>法第六十條第六項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第六項</p>															
<p>第五十二條の五の五第七項</p>	<p>法第六十條第七項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第七項</p>															
<p>第五十二條の五の五第八項</p>	<p>法第六十條第八項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十一條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第八項</p>															

<p>第六十五條 法第九十一條の二第三項及び第九十一條の第三項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>事業主等又は法第九十一條の三第一項、第九十一條の四第一項若しくは第九十一條の五第一項の規定により法第九十一條の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人</p>	<p>事業主等</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項、第九十一條の三第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項</p>	<p>老齡給付金及び遺族給付金、法第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一條の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>	<p>老齡給付金及び遺族給付金、法第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一條の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>
<p>第六十五條 法第九十一條の七において準用する法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一條の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>	<p>脱退一時金相当額</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項、第九十一條の三第三項、第九十一條の四第三項及び第九十一條の五第三項</p>	<p>老齡給付金及び遺族給付金、法第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一條の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>	<p>老齡給付金及び遺族給付金、法第九十一條の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一條の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>

<p>第六十五條の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金</p>
<p>第六十五條の四において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>

<p>第六十五條の四において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>法第九十一条の七において準用する法</p>	<p>第六十五條法第九十一条の五第四項及び平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>第六十五條の三第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>法第九十一条の二第二項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項</p>	<p>5 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十三条に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。 6 平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第六十五條の二、第六十五條の四、第六十五條の五第三項、第六十五條の六及び第六十五條の七第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第六十五條の四において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第二十五條、第二十六條、第三十三條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

<p>五第一項の規定により法第九十一条の三第一項</p>	<p>脱退一時金相当額又は残余財産</p>	<p>老齢給付金及び遺族給付金、遺族給付金 法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金 法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項 同項</p>
<p>第六十五法第九十一条の七において準用する法 おいて準用する第二十五条</p>	<p>残余財産 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項</p>
<p>第六十五法第九十一条の七において準用する法 おいて準用する第二十六条及び第三十三条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項</p>
<p>第六十五法第九十一条の五第四項及び第六十五法第九十一条の七において準用する法 おいて準用する第三十四条</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項</p>
<p>第七平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第十号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第十号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条、第二十六条第一項及び第三十四条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この条、第二十六条第一項及び第三十四条において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>第八平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第十号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第十号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条、第二十六条第一項及び第三十四条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この条、第二十六条第一項及び第三十四条において「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>第六十法第九十一条の二第三項及び第五法第九十一条の三第三項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第六十五法第九十一条の三において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（第六十五法第九十一条の五第三項）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法</p>
<p>企業年金連合会（厚生年金保険存続連合会）（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）</p>	<p>企業年金連合会（厚生年金保険存続連合会）（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会</p>
<p>企業年金連合会（厚生年金保険存続連合会）（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）</p>	<p>企業年金連合会（厚生年金保険存続連合会）（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会</p>

第三十 四條		<p>準用する同条第一項の規定並びに同条第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第六十七條	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第五十五条の四第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第三号に規定する存続連合会（第四項及び第六十六号において「連合会」という。）とする。</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この項及び次条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二項の規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>
2	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第一項及び第四項、第八十八条の三第二項（第一号を除く。）並びに第九十三条第二項の規定並びに改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第四項において準用する改正前確定給付企業年金法施行令第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三十三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第九十三条第四項において「存続厚生年金基金」という。）</p>
第八十八條法の二第一項	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び次条第二項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二項の規定による改正前の確定給付企業年金法（次条第二項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法（第二項の規定による改正前の確定給付企業年金法）</p>
第八十八條前三項の二第四項	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法各号列記以退一時金相当額の移換を受金法外の部分</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法各号列記以退一時金相当額の移換を受金法外の部分</p>
第八十八條法	<p>当該厚生年金基金の厚生年金当該金保険法第四十四条の三第一項に規定する中途脱退者（以下この項において「厚生年金基金中途脱退者」という。）又は</p>	<p>中途脱退者又は中途脱退者等に支給する</p>
3	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前確定給付企業年金法の規定を適用する場合には、改正前確定給付企業年金法第五十五条の五第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第三号に規定する存続連合会（第四項及び次条において「連合会」という。）とする。</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項</p>
4	<p>平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定の適用については、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項前段及び第四項、第八十八条の三第一項（第一号を除く。）及び第九十三条第四項の規定、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の二第二項前段において</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項</p>

<p>同条第一項</p>	<p>前項</p>	<p>をいう。次条第一項及び第二項において同じ</p>	<p>確定給付企業年金加入者</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金</p>	<p>確定給付企業年金加入者</p>	<p>をいう。</p>	<p>次条第一項及び第二項において同じ</p>	<p>確定給付企業年金加入者</p>	<p>個人型年金加入者</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>
<p>同条第一項</p>	<p>前項</p>	<p>をいう。次条第一項及び第二項において同じ</p>	<p>確定給付企業年金加入者</p>	<p>平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金</p>	<p>確定給付企業年金加入者</p>	<p>をいう。</p>	<p>次条第一項及び第二項において同じ</p>	<p>確定給付企業年金加入者</p>	<p>個人型年金加入者</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>

第六節 老齢年金給付の支給義務等の特例に関する事項
 (存続連合会に係る老齢年金給付の支給義務等の特例)
 第六十八條 存続連合会は、平成二十五年改正法附則第六十五條第一項の規定により老齢年金給付支給対象者(同項に規定する代行給付支給義務をいう。)の一部に係る代行給付支給義務(同項に規定する代行給付支給義務をいう。)を免れようとするときは、当該老齢年金給付支給対象者の選定は、規約で定めるところにより、合理的な基準を用いて行うほか、当該基準その他必要な事項について、当該老齢年金給付支給対象者に周知しなければならない。
 (平成二十五年改正法附則第六十六條の責任準備金相当額の算出方法)
 第六十九條 平成二十五年改正法附則第六十六條の責任準備金相当額は、平成二十五年改正法附則第六十五條第一項の認可があった日を存続連合会が解散した日とみなして第五條第一項の規定に基づき計算した額に基づき第三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第七十四條の二の規定の例により計算した額とする。
 (存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え等)
 第七十條 平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第六十四條の規定の例による場合は、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第六十六條」と、同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八條に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額」とあるのは「責任準備金相当額」とする。
 2 平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第六十四條の規定の例による場合は、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條(第三号を除く。)及び第八十四條から第八十八條までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八十法 二条各号列記 以外の部分</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。</p>	<p>附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法(以下「改正前確定給付企業年金法」という。)</p>	<p>厚生年金法平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会</p>	<p>基金</p>	<p>第八十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第八十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第三項</p>	<p>第八十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第八十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第八十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>	<p>第七十法 四條第一項</p>	<p>平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第六十四條第一項</p>
----------------------------------	---	--	--	-----------	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--

第八十法 七条第 二項	生年金基 性及び信 頼性の確 保のため の厚生年 金保険法 等の一部 を改正す る法律の 施行に伴 う関係政 令の整備 等に関する 政令（平 成二十六 年政令第 七十三号） 第一条の 規定によ る廃止前 の厚生年 金基金令 （昭和四 十一年政 令第三百 二十四号） による改 正前確定 給付企業 年金法 の改正前 確定給付 企業年金 法
-------------------	---

3 平成二十五年改正法附則第六十七條第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規
定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一 項	同法 、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平 成二十五年改正法」という。）附則第六十七條第一項の規定によりその例に よることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給 付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付 企業年金法」という。） 責任準備金（同法責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金 第百十三條第一項相当額をいう。） に規定する責任準備金（をいう。）に相 当する額
第二 項	同法第百十四條第同項に 一 項に 確定給付企業年金平成二十五年改正法附則第六十七條第一項の規定によりその例によること とされた改正前確定給付企業年金法

第七節 存続連合会への事務委託に関する事項
第七十一條 平成二十五年改正法附則第六十九條第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおり
とする。

- 一 次に掲げる額の算定に関する事務
 - イ 政府が平成二十五年改正法附則第八条の規定により存続厚生年金基金から徴収する責任準備金相当額
 - ロ 政府が平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定により自主解散型基金から徴収する減額責任準備金相当額
 - ハ 政府が平成二十五年改正法附則第十三條第一項の規定により自主解散型基金から徴収する年金給付等積立金の額及び当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額
 - ニ 政府が平成二十五年改正法附則第二十二條第三項の規定により清算型基金から徴収する減額責任準備金相当額及び当該清算型基金から徴収する年金給付等積立金の額
 - ホ 政府が平成二十五年改正法附則第二十二條第一項の規定により清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額
 - ヘ 政府が平成二十五年改正法附則第三十一條第一項の規定により清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する平成二十五年改正法附則第三十條第四項第一号に掲げる額
 - 二 解散した存続厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。第三項第二号において同じ。）の支給に必要な記録の整理に関する事務
- 2 平成二十五年改正法附則第六十九條第一項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十條第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九條第一項の規定により存続連合会が行うものを除く。）」とする。

第八十法 七条第 二項	平成二十五年改正法附則第六十九條第二項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 一 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三條第一項の規定に基づき政府が解散厚生年金基金等（同項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）から徴収する責任準備金相当額の算定に関する事務 二 解散厚生年金基金等の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務 4 平成二十五年改正法附則第六十九條第二項の規定により存続連合会の業務が行われる場合においては、平成二十五年改正法附則第四十條第九項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第六十九條第二項の規定により存続連合会が行うものを除く。）」とする。 第八節 存続連合会の解散等及び連合会の業務等に関する事項 （存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的統替等） 第七十二條 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の例による場合においては、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第七十二條」と、「同項に規定する責任準備金に相当する額」とあるのは「同法附則第八条に規定する責任準備金相当額」と、「責任準備金に相当する額」とあるのは「責任準備金相当額」とする。 2 平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百十四條の規定の例による場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法施行令第八十二條（第三号を除く。）及び第八十四條から第八十八條までの規定の例による。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第八十法 二条各 号列記 以外の 部分	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）
第八十法 基金	厚生年金平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会
第八十法 四條第 一 項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項
第八十法 四條第 三 項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第三項
第八十法 四條第 一 項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項
第八十法 四條第 五 項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項
第八十法 七條第 一 項	平成二十五年改正法附則第七十三條第一項の規定によりその例によることとされた改正前確定給付企業年金法第百十四條第五項
第七十九 條又 は厚 三 條第 二 項 の規 定に よ りな お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た 公 的 年 金 制 度 の 健 全 性 及 び 信 頼 性 の 確 保 の た め の 厚 生 年 金 保 險 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 経 過 措 置 に 関 す る 政 令 （平 成 二 十 六 年 政 令 第 七 十 四 号） 第 三 條 第 二 項 の 規 定 に よ りな お そ の 効 力 を 有 す る もの と さ れ た 公 的 年 金 制 度 の 健 全 性 及 び 信 頼 性 の 確 保 の た め の 厚 生 年 金 保 險 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴	

<p>生年金基 令</p> <p>第八十法 七条第 二項</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされ た改正前確定給付企業年金法</p>	<p>3 平成二十五年改正法附則第七十三条第二項の規定により改正前保険業法附則第一条の十三の規 定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第一 項</p> <p>同法</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。次項において「改正前確定給付企業年金法」という。）</p> <p>責任準備金（同法責任準備金相当額（平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金 第一百十三条第一項 相当額をいう。） に規定する責任準 備金をいう。）に相 当する額</p> <p>同法第一百十四条第 一項に</p>	<p>第二 項</p> <p>確定給付企業年金 法</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によること とされた改正前確定給付企業年金法</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の額の基準）</p> <p>第七十三条 平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により連合会が支給する年金たる給 付又は一時金たる給付の額は、同項の交付金及びその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定 めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでな ければならない。</p> <p>（連合会に関する読替え等）</p> <p>第七十四条 平成二十五年改正法附則第七十七条において改正後確定給付企業年金法第三十四条第 一項、第三十六条第一項及び第三十七条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げ る改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第三十四条老齢給付金、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一 第一項ただし脱退一時金及び部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第三十六条第一項及 び遺族給付金） 第三十七條第一項において「平成二十五年改正法」という。） 附則第 七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付（以下「老齢給付 金」という。）</p> <p>第三十六條加入者又は加基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第七十条第二項に規定する 加入者であつた基金中途脱退者等をいう。）</p> <p>第三十七條事業主等</p> <p>平成二十五年改正法附則第三十五号に規定する連合会</p>	<p>2 改正後確定給付企業年金法施行令第二十五条 第二十六条及び第二十九条の規定は、連合会が 支給する平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について</p>	
<p>準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第二十五條法 律</p> <p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正す る法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条及び第二十九條において「平成 二十五年改正法」という。） 附則第七十七條において準用する平成二十五年改正法 第二條の規定による改正後の確定給付企業年金法（第二十九條において「改正後確 定給付企業年金法」という。）</p>	<p>第二十九條法 律</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十七條において準用する改正後確定給付企業年金法 各号列記以 外の部分</p> <p>第二十九條老 齡給付金</p> <p>平成二十五年改正法附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付（以 下この条において「老齡給付金」という。）</p>	<p>（平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合における確定給 付企業年金法等の適用）</p> <p>第七十五條 平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合におい ては、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第九十一條の及 び（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」と いう。）の規定により連合会が支給する年金たる給付を含む。）及び一時金 （平成二十五年改正法の規定により連合会が支給する一時金たる給付を含む。） の積立積立金（平成二十五年改正法の規定により連合会が積み立てるべき積立金を 含む。以下同じ。）</p>	<p>第九十一條の業務 （平成二十五年改正法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）</p>	<p>第九十一條の及 び（平成二十五年改正法附則第七十條第二項に規定する基金中途脱退者等に係る 一時金たる給付を含む。）及び一時金（同項に規定する基金中途脱退者等に係る 一時金たる給付を含む。）</p>	<p>2 平成二十五年改正法附則第七十八條の規定により連合会の業務が行われる場合においては、次 の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>第六十五條の業 務（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が行う 業務を含む。次条において同じ。）</p> <p>第六十五條の給 付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の規定により連合会が支給 する年金たる給付及び一時金たる給付を含む。第二十條第二項において同じ。）</p> <p>第八章第四項 （徴収金等の帰属する会計）</p> <p>第七十六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項、第十八條第一項又は第二十五條第一項におい て準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ た改正前確定給付企業年金法第一百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立</p>	<p>（徴収金等の帰属する会計）</p> <p>第七十六條 平成二十五年改正法附則第九條第一項、第十八條第一項又は第二十五條第一項におい て準用する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ た改正前確定給付企業年金法第一百十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立</p>

金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

2 平成二十五年改正法附則第六十七条第一項又は第七十三条第一項の規定によりその規定の例によることとされた改正前確定給付企業年金法第十四条第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置)

第七十七条 平成二十五年改正法附則第八十二条の規定により改正後厚生年金保険法第八十六条(第三項を除く。)の規定を適用する場合には、同条第四項ただし書中「前条各号のいずれかに該当する場合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第十五条第一項(同法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。))の規定により自主解散型納付計画(同法附則第二十三条において準用する場合)にあつては清算型納付計画をいい、同法附則第三十二条において準用する場合)にあつては清算未了特定基金型納付計画をいう。)の承認を取り消したとき」とする。

(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして改正後厚生年金保険法第百条の五第一項の規定を適用する場合の特例)

第七十八条 平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金について厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第十号)第四条の二の十六の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

各号法列記以外	各部	第一号	第二号	第三号
		第一号 厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納		第三号 保険料その他法の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の規定による特例納付保険料
		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年改正法」という。)	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の督促を発生してから厚生労働省令で定める期間を経過	平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされた同項各号に掲げる徴収金又は加算金の額

その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額)

2 前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四条の二の十六第一号に該当し、かつ、同条第三号に該当しない納付義務者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による拠出金、改正後厚生年金保険法の規定による保険料(平成二十五年改正法附則第八十二条第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなされたものを除く。)、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。)を滞納している場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	第二号	第三号	その他
健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第六十三条第三号、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第三十条第四号第三号、子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百三十三号)第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(平成十九年政令第三百八十二号)第三条第二号	その他これらの法律(以下この号において「厚生労働省令」という。)	その他これらの法律(以下この号において「健康保険法等」という。)	その他これらの法律(以下この号において「健康保険法等」という。)
又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。	又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。	又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。	又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。

又はこの号において「平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金等」という。

金等改正法の規定による徴収金等」という。）
 を滞納
 又は若しくは健保法等の規定による徴収金又は平成
 れらの二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収
 法律に
 徴収
 による徴
 収金

3 第一項の場合において、平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による保険料とみなして適用する改正後厚生年金保険法第百條の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行令第六十三條、船員保険法施行令第三十四條、厚生年金保険法の各第二号及び第
 法施行令第四條の二の十六及び子ども・子育て支援法施行令第三十五條第二項号 四号
 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令第三條次の各第一号及び第
 号 三号

4 第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行令第四條の二の十六第一号及び第三号
 に該当する納付義務者以外の者に係る健康保険法第二百四條の二第一項、船員保険法第百五十三
 條の二第一項、厚生年金保険法第百條の五第一項、子ども・子育て支援法第七十一條第四項及び
 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十七條第一項の規定により滞
 納処分等その他の処分の権限を委任する場合における第一項の規定により読み替えられた厚生年
 金保険法施行令第四條の二の十六の規定の適用については、同条中「次の各号」とあるのは、「第
 二号及び第四号」とする。
 （不服申立てに関する技術的読替え）

第七十九條 平成二十五年改正法附則第八十四條において改正後厚生年金保険法第六章の規定を準
 用する場合においては、改正後厚生年金保険法第九十一條の三中「第九十條第一項」とあるの
 は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
 （平成二十五年法律第六十三号）附則第八十四條において準用する第九十條第一項」と読み替え
 るものとする。
 （機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第八十條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）
 に行わせるものとする。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 平成二十五年改正法附則第八十二條第二項の規定により改正後厚生年金保険法の規定による
 保険料とみなして適用される改正後厚生年金保険法第百條の五第二項の規定による報告の受理
 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
 （機構への事務の委託）

第八十一條 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 平成二十五年改正法附則第五條第一項又は第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有
 するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五條の三の規定による徴収に係る事務（当該徴
 収を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 改正後厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定により機構に事務を
 委託する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後厚生年金保険
 法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとす
 る。

第四十條の十前項各号 第二項 第百條の十前二項 第三項	第一項 各号	同条第一項各号	（改正前厚生年金保険法による給付に関する技術的読替え）	
			第八十二條 平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものと された同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に 掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。	第四十條被保険者であつた期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保 險法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号、第四十六條第 二第一 項及び第六十條第三項において「平成二十四年一元化法」という。）第一 條の規定による改正後の第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金 被保険者期間（以下この項及び第六十條第三項において「第一号厚生年金被 保険者期間」という。）に限る。第四十六條第五項において同じ。） 老齡厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この 條及び第四十六條第五項において同じ。） 第二項 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第百三十二條第 二項
第四十條の十前項各号 第二項	同法	同法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた改正前確定給付企業年金法 のと同法	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するも のとされた改正前確定給付企業年金法 のと同法
第百條の十前二項	他の厚生年金 基金	他の厚生年金 基金	他の厚生年金 基金	他の厚生年金 基金
第三項	他の厚生年金 基金	他の厚生年金 基金	他の厚生年金 基金	他の厚生年金 基金
第四十條第一項	平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第一項	平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第一項	平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第一項	平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の第一項
第四十條第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律（平成二十五年法律第六十三号、以下「平成二十五年改正法」 と いう。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとす る。	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律（平成二十五年法律第六十三号、以下「平成二十五年改正法」 と いう。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとす る。	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律（平成二十五年法律第六十三号、以下「平成二十五年改正法」 と いう。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとす る。	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律（平成二十五年法律第六十三号、以下「平成二十五年改正法」 と いう。）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとす る。

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。
附 則（平成二十八年九月二三日政令第三一〇号）
 この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七条第一項（同令第五十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。

附 則（平成二十九年二月八日政令第一五五号）抄
 （施行期日）
第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。
 （厚生労働省令への委任）
第三条 前条に規定するもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則（平成二十九年二月二七日政令第二九二号）
 （施行期日）
1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
 （厚生労働省令への委任）
2 この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則（平成三十年四月一七日政令第四四号）抄
 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄
 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
 （施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四条第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日
 二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定 令和四年十月一日
 三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定（厚生年金保険法施行令第三条の五の二第一項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。）、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定、第三十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定 令和五年四月一日

第十九条（廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率等に関する経過措置）
 第三十二条の規定による改正後の平成二十六年経過措置政令（以下この条において「改正後平成二十六年経過措置政令」という。）、第三条第二項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）、第二十四条の二第二項の規定及び改正後平成二十六年経過措置政令第六十四条第六項

の規定により読み替えられた廃止前厚生年金基金令第五十二条の三の二第二項の規定は、施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。
附 則（令和三年九月一日政令第二四四号）
 （施行期日）
1 この政令は、令和六年十二月一日から施行する。
 （経過措置）
2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）については、第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第十一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十一条第二号及び読替後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。

附 則（令和三年九月一〇日政令第二五三号）抄
 （施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。
附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇〇号）
 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

別表（第四十三条関係）

月数	金額
〇月	〇円
一月	一、〇一〇円
二月	二、〇三〇円
三月	三、〇六〇円
四月	四、一〇〇円
五月	五、一六〇円
六月	六、二三〇円
七月	七、三一〇円
八月	八、四一〇円
九月	九、五二〇円
一〇月	一〇、六四〇円
十一月	一一、七八〇円
十二月	一二、八九〇円
一月	一三、九六〇円
二月	一五、〇四〇円
三月	一六、一三〇円

五〇三月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六二六、一一〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五二〇円を加えて得た額
五一五月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六四四、三二〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五三〇円を加えて得た額
五二七月に一月から二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六六二、七〇〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、五四〇円を加えて得た額
五四〇月	六八二、七七〇円

付録(第四十三条関係)

$$A \times P \div 1000 \times 1.01^t \div 12 + B$$

備考

一 A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 各月数に対応する別表の下欄に定める金額
 - P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額
 - t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から交付額の交付のあった日の属する月までの月数
 - B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し交付額の交付のあった日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額
- 二 $A \times P \div 1000 \times 1.01^t \div 12$ に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。